

ハンセン病問題 オンライン学習会

(2021 年度厚生労働省委託事業)

「家族の受けた差別被害からハンセン病問題を考える集い」

戦後、日本ではハンセン病に対する治療法として、特効薬プロミンが用いられ、ハンセン病は治る病気になりました。しかし、日本では 1953 年に強制隔離政策を永続・固定化する「らい予防法」が制定され、患者・回復者のみならず、その家族はいわれなき差別や偏見にさらされ、様々な人生被害を受けてきました。

2001 年にハンセン病回復者が勝訴した国賠訴訟で家族の被害については触れられなかったため、その家族らが 2016 年 2 月、国に損害賠償請求訴訟を起こしました。原告の多くは差別を恐れ実名や顔を明かすことができませんでしたが、2019 年 6 月に熊本地裁は国の責任を広く認め、賠償を命じる判決を下しました。

今回、家族原告団・副団長の黄光男さんに、ご自身の体験や思いをお話し頂きます。併せてハンセン病国賠訴訟および家族訴訟弁護団の徳田靖之弁護士にもお話し頂き、お二人のお話を通して、ハンセン病問題やこの裁判の持つ意味、私たち市民に問われていることなどを考える機会にしていきたいと思ひます。

ぜひ、多くの方にご参加頂きますよう、お待ちしております。

と き:2022年2月5日(土)13:00~15:30(ZOOM ウェビナー入室 12:40 予定)
ところ:TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前(毎日会館)より発信




講師① 黄 光男(ファン グァンナム)さん

1955 年大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。1 歳の時に母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に隔離され、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。1964 年家族 5 人が社会復帰し、尼崎で暮らす。尼崎工業高校卒業後、尼崎市職員に採用。ハンセン病の親のことを長らく語らなかつた。2016 年 2 月、「ハンセン病家族訴訟原告団(あじさいの会)」の副団長となる。尼崎市在住。趣味はギターの弾き語り。



講師② 徳田 靖之(とくだ やすゆき)弁護士

1944 年 4 月別府市生まれ。1969 年 4 月弁護士登録。
ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団およびハンセン病家族訴訟弁護団共同代表。
ハンセン病市民学会共同代表。エイズ・肝炎・HPV ワクチンなどの薬害をはじめ、平和・教育に関する様々な裁判や市民運動に 50 年以上かかわってきた人権派弁護士。

- ◆オンライン参加:先着 500 名(ZOOM ウェビナー) ◆参加費:無料
- ◆申込方法:下記の申込 QR コードより①お名前、②E-mail アドレス、③電話番号、④所属(職業または勤務先・学校・団体等)を記入の上お申し込みください。当日の ZOOM ウェビナー URL 等をお送り致します。
- ◆申込締切:2022 年 1 月 26 日(水)
- ◆申込先:公益社団法人 北海道社会福祉士会 E-mail アドレス info@hokkaido-csw.or.jp
- ◆申込フォーム:<https://forms.gle/T9o82SGGdiqBne5k6> 申込 QR コード ⇒ 

【主催】北海道のハンセン病問題に関する協議会(北海道、札幌弁護士会、北海道社会福祉士会、ハンセン病問題を考える会、ハンセン病問題と教育を考える市民の会コンパス、ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会) 【後援】札幌市